平成２０年（フ）第５５号
福島県白河市会津町29―１　藤田アパート２階２号室、住民票上の住所福島県東白川郡矢祭町大字戸塚字山崎45番地
破産者　菊地　　徹
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
埼玉県上尾市大字小敷谷1071番地１
破産者　酒匂　清廣
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
埼玉県新座市馬場４丁目７番５号、破産手続開始時の住所埼玉県新座市畑中１丁目10番57―917号
破産者　清水　　瞳
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
さいたま市桜区西堀８丁目23番７―103号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区町谷２丁目５番13号
破産者　小島　文夫
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
さいたま市北区吉野町１―439―７―101　大坂コーポ、住民票上の住所埼玉県北本市二ツ家４丁目208番地14
破産者　安田　敏彦
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
山梨県甲斐市玉川407―14、住民票上の住所山梨県南アルプス市飯野3462番地２
破産者　中島　芳宣
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８８９１号
大阪府大東市氷野２丁目11番12号　メゾン甚平３Ａ、前居所大阪市東住吉区西今川１―14―26―103
破産者　鈴木　正美
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９２１５号
大阪府東大阪市寿町３丁目15番15号ｙｏｕハイム寿２番館411号、開始決定時の住所大阪府四條畷市雁屋北町９番30―201号
破産者　寺西　勝美
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９８４０号
大阪市住吉区墨江１丁目６番12号
破産者　寺口　義續
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００３号
三重県名張市梅が丘南２番町216、住民票上の住所大阪府寝屋川市美井町12番16号
破産者　緒方　英夫
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３２８号
大阪市生野区巽中３丁目16番25号
破産者　珠麗堂針療院こと　石野　雄功
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６９８号
大阪府高槻市大畑町21番１―236号
破産者　山﨑　隆道
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９８３号
大阪市北区浪花町１番18―301号
破産者　前防　貴子
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６０号
大阪府東大阪市新庄１丁目３番５号
破産者　森田　和男
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５４号
大阪市住吉区山之内３丁目７番３号
破産者　大倉　文雄
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４５号
大阪市西成区玉出西２丁目20番61号マンションイズミ406号
破産者　金谷　良一
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０１号
大阪府守口市松月町２番２―302号
破産者　藤原　和宏
１　決定年月日　平成22年２月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部